

令和7年度

高知県介護福祉士・社会福祉士修学資金

募集要項

この事業は、介護福祉士又は社会福祉士養成施設に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す方に対し、修学のための資金を無利子で貸し付ける制度です。

【貸付対象者】

- 〈 初回 〉 令和7年度の養成施設の入学選考に合格し、入学した方
- 〈 延長 〉 令和6年度に本修学資金の貸付けを受けて養成施設に在学しており、令和7年度も継続して資金の貸付けを希望する方

【募集期間】

令和7年4月1日（火）～ 令和7年5月20日（火）

【申請方法】

養成施設を通じての申請となります。申請書類一式を養成施設の担当窓口へ提出してください。

※養成施設によって取りまとめ時期等が異なりますので、必ず在学する養成施設に期限等をご確認ください。

※学生の方へ

貸付けを希望される方は、募集要項の内容を十分お読みになったうえで申請してください。

※養成施設のご担当者様へ

申請される学生の方への十分なお説明をお願いいたします。

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 福祉資金課

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1

高知県立ふくし交流プラザ

TEL 088-844-4600（平日8:30～17:15）

URL <https://www.kochiken-shakyo.or.jp/>

※貸付申請に必要な様式は、高知県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

「高知県社協 介護福祉士修学資金」で検索



目 次

1	介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付制度について	3 P
2	貸付の内容	4 P
3	返還免除について	5 P
4	返還について	5 P
5	申請について	6～7 P
6	その他注意事項	8 P
7	法人保証について	9 P
8	貸付決定後の手続き	10 P

1 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付制度について

修学資金の貸付けを希望する学生の方へ

3P～5Pの内容を十分理解したうえで修学資金の貸付けを希望される方は、「5 申請について」以降もお読みください。

【概要】

介護福祉士・社会福祉士修学資金は、介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学している方で、介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得し、卒業後、高知県内の社会福祉施設等に介護職員等として従事する意思のある方に対し、修学のための資金の貸付けを行う制度です。

なお、養成施設を卒業後、介護福祉士又は社会福祉士として高知県内の社会福祉施設等において原則5年間継続して従事した場合、借り受けた修学資金の返還免除を申請することができます。

【大事なポイント】

○修学資金は貸付金であり、原則、返還（返済）が必要です。

本制度は、返還不要な給付型の貸付金ではありません。

基本的に、申請者及び連帯保証人による返還が必要な貸付制度です。

ただし、一定の要件を満たした場合に限り、返還が全額または一部免除されます。

なお、返還免除の要件については、「3 返還免除について」をご覧ください。

○連帯保証人が必要です。

修学資金の貸付けを受けるには、連帯保証人が原則2名必要となります。

借受人が返還を怠った場合は、連帯保証人に返還していただきます。

連帯保証人となる方に、これらの内容を詳しく説明してください。

○貸付けには審査があります。

貸付申請者に対し、厳正な審査を行います。審査結果によっては貸付けができない場合もありますので、ご了承ください。

○1学年ごとに貸付申請が必要です。

例えば、2年次に進級する際に、引き続き貸付けを希望する場合、「延長申請」の手続が必要となります。（再審査があります。）

○貸付金の初回交付は令和7年8月以降になります。

令和7年7月ころに貸付審査を行い、貸付けが決定した方と契約手続等を行った後に修学資金が振り込まれます。

2 貸付けの内容

➤貸付対象：次の1から3のいずれの条件にも該当する方

1 介護福祉士又は社会福祉士の短期養成施設、一般養成施設（以下「養成施設」という）に在学する者

（養成施設の法的位置づけ）

○介護福祉士養成施設

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設

○社会福祉士養成施設

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設

2 次のいずれかに該当し、卒業後に別紙1に定める区域及び職種の業務に従事しようとする者

- (1) 高知県内に住民登録をしている
- (2) 高知県内の養成施設に在学（入学）している
- (3) 養成施設の学生となった年度の前年度に高知県内に住民登録していた者で、養成施設での修学のため転居をした者
- (4) (1) から (3) に限らず、貸付けを受けようとする者が、養成施設を卒業後に別紙1に定める区域及び職種の業務に従事しようとする者であると高知県社協会長が認めた者

3 成績優秀である、又は養成施設卒業後に中核的な介護職等として就労する意欲があり、介護福祉士又は社会福祉士の資格取得に向けた向学心があると認められる者で、かつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる者

別紙4「貸付者の家庭の経済状況の基準」に該当する者

○生活費加算の貸付対象者

- ①貸付申請時に生活保護世帯の者
- ②生活保護世帯に準ずる経済状況にある者として、高知県社協会長が必要と認める者
(別紙2「生活費加算について」の2に記載のとおり)

➤貸付額：次の金額を上限として貸付けを行います。

(1) 〈初回〉令和7年度の養成施設の入学選考に合格し、入学した方

ア 月額（学費相当分）	50,000円以内
イ 介護福祉士国家試験対策費用（※1）	40,000円以内
ウ 入学準備金（※2）	200,000円以内
エ 生活費加算（※3）	

(2) 〈延長〉令和6年度に本修学資金の貸付けを受けて養成施設に在学しており、令和7年度も継続して資金の貸付けを希望する方

ア 月額（学費相当分）	50,000円以内
イ 介護福祉士国家試験対策費用（※1）	40,000円以内
ウ 就職準備金（※4）	200,000円以内
エ 生活費加算（※3）	

※1 卒業見込み年度とその前年度の2年間のみ

※2 入学年度のみ

※3 別紙2「生活費加算について」のとおり（外国人留学生については対象外）

※4 卒業見込み年度のみ

- **貸付期間** : 養成施設に在学する期間（正規の修学期間）
 ※ただし、貸付申請は1学年ごとに行う必要があります。
 （例えば、2年次に進級する際に、引き続き貸付けを希望する場合は、「延長申請」の手続が必要です。（再度審査があります。））
- **貸付利子** : 無利子
- **資金の使途** : 養成施設へ支払う入学時に必要な費用（入学金、教材費など）、授業料、実習費の納付金の他、参考図書、学用品、交通費等の経費（生活費加算を受ける場合は、在学中の生活費を含む。）
- **交付方法** : 年2回（前期、後期として各6ヶ月分）

3 返還免除について

下記①～④のすべてに該当する場合は、申請により返還が免除されます。

- ①養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録を行うこと
- ②養成施設を卒業した日から1年以内に「別紙1」に定める区域及び職種の業務に従事すること
- ③「別紙1」に定める区域及び職種の業務に5年間（過疎地域などで勤務、又は中高年離職者の場合は3年間）継続して従事すること
 ※勤務先の証明がある業務従事届を毎年提出する必要があります
- ④上記③に定める従事期間を満了し、返還免除申請を行うこと

4 返還について

下記のいずれかに該当する場合は、貸付けを受けた修学資金を返還していただきます。

- (1) 退学などの事由により修学の継続が見込めなくなった場合など、修学資金の貸付契約が解除されたとき
- (2) 当該養成施設を卒業した日から1年以内に、介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録しなかったとき
- (3) 当該養成施設を卒業した日から1年以内に、「別紙1」に定める区域及び職種の業務に従事しなかったとき
- (4) 「別紙1」に定める区域及び職種の業務に従事する意思がなくなったとき
- (5) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※なお、返還猶予申請や業務従事届などの必要書類を提出期限までに提出しないときも返還となる場合があります。

- **返還期間** : (1) 生活費の加算がない場合
 修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間
 ※入学準備金及び就職準備金のいずれか、又は両方の加算を受けた場合は、それぞれの加算について8ヶ月を当該期間に加える
 ※返還月額及び期間例：毎月26,000円～27,000円の64回払い
- (2) 生活費の加算がある場合
 修学資金の貸付けを受けた期間の4倍に相当する期間



➤ **返還の方法** : 月賦又は半年賦の均等払方式

➤ **延滞利子** : 修学資金を返還しなければならない者が、正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を納めなければならない。

5 申請について

- 募集人数 : < 初回 > 46名 (介護福祉士養成施設 44名、社会福祉士養成施設 2名)
※生活費加算分は該当者に加算する形で募集します。
※延長申請の募集人数は前年度に本修学資金の貸付けを受けた人数によります。

➤募集期間 : 令和7年4月1日(火)～令和7年5月20日(火)

- 申請方法 : ①養成施設の担当窓口へ貸付申請書一式を請求してください。(県内養成施設の場合)
- 
- ②申請に必要な次ページの書類【貸付申請者に関する提出書類】及び【連帯保証人に関する提出書類】を準備してください。
- 
- ③養成施設が定める提出期限までに、養成施設へ必要な書類を提出してください。(申請手続完了)

★申請手続後の流れ

- ・養成施設からまとめて県社協へ申請されます。
- ・書類の不備や不足があった場合は、養成施設を通じて申請者へ連絡し、再提出していただきます。提出期限までに再提出されない場合は、受付できませんのでご注意ください。
- ・県社協にて厳正に審査を行います。結果により貸付けできない場合があります。
- ・養成施設を通じて、申請者へ貸付けの可否通知を送付します。
- ・契約は現住所で行います。進学に当たって転居する場合(一人暮らしや入寮する場合等)は、住民票の異動手続(及び印鑑登録の変更)等が必要です。

④貸付決定

申請書類提出後、本会にて選考を行い、貸付決定し通知する。(7月予定)



⑤資金交付

借用証書及び請求書などを受領後、貸付金を交付する。(8月予定)

※高等教育の修学支援新制度と併用される方は、支援内容等の確認後に貸付額の減額調整が必要なため、資金の交付が通常の場合より遅くなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※募集期間終了後であっても、家計の経済状況が急変した場合など、真に必要な事由が生じた場合、申請日の属する月からの貸付申請を行うことができます。ただし、貸付決定は、予算の範囲内での決定となります。

- 留意事項 : 県外の養成施設(通信制含む)に入学した方は、県社協に貸付申請書一式を請求し、提出期限までに必要な書類を県社協に提出してください。郵送の場合は、当日消印有効です。
なお、申請に必要な書類は県内養成施設の場合と同じです。

【貸付申請者に関する提出書類】

申請書類		チェック欄
共通	1 修学資金貸付申請書 ※第1面と第2面が両面になっていること (個人の場合は第1-1号様式、法人の場合は第1-2号様式)	<input type="checkbox"/>
	2 身上調書(第2号様式)	<input type="checkbox"/>
	3 養成施設等からの推薦状(第3号様式)	<input type="checkbox"/>
	4 個人情報取扱業務概要説明書(別紙5) ※個人情報の取扱いに関する同意欄あり	<input type="checkbox"/>
	5 生計を一にする世帯全員の住民票(発行後3ヶ月以内のもの) ※外国籍の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等及び在留期間の満了日の記載のあるもの	<input type="checkbox"/>
	6 生計を一にする世帯全員(通学の学生、生徒及び未就学児を除く)の ①課税標準額 ②市町村民税調整控除額 が記載されている証明書 (例) 令和6年度 所得証明書(令和5年1月～12月までの収入に基づくもの) 令和6年度 課税証明書(令和5年1月～12月までの収入に基づくもの) ※市町村によって、①②が記載されている証明書の名称が異なるため 居住地の市役所・役場の担当窓口にお問い合わせください。	①の記載がある証明 <input type="checkbox"/> ②の記載がある証明 <input type="checkbox"/>
県外	7 誓約書(第1-3号様式) ※貸付対象の2(4)に該当する場合のみ	<input type="checkbox"/>
離職者 中高年	8 入学時に45歳以上の者、かつ離職して2年以内の場合、それを証明する書類 ・雇用保険被保険者離職証明書、離職先の会社等による離職証明書等	<input type="checkbox"/>
生活費加算	9 生活費加算を申請する場合、次のいずれかの書類 (1)生活保護受給証明書の写し (2)生活保護世帯に準ずる経済状況にある者であることを確認できる書類 ・国民年金保険料免除決定通知等(国民年金法第90条)、国民健康保険料が減免又は猶予されたことがわかる書類(国民健康保険法第77条)等	<input type="checkbox"/>

※貸付申請時に高等教育の修学支援新制度における「授業料等の減免」及び「給付型奨学金」の支援が決定している場合は次の書類も上記と併せて提出すること。

- (1) 奨学生証の写し
- (2) 修学資金の使途調書(別紙6)

【連帯保証人(個人)に関する提出書類】

申請書類		チェック欄
個人の場合	1 住民票(発行後3ヶ月以内のもの) ※外国籍の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等及び在留期間の満了日の記載のあるもの	<input type="checkbox"/>
	2 令和6年度分所得証明書(令和5年1月～12月までの収入に基づくもの)	<input type="checkbox"/>

【連帯保証人について】

○連帯保証人は、2名必要です。

連帯保証人は、成年の者でなければならない。なお、連帯保証人のうち少なくとも1名は、返還債務を負担する資力(月額所得13万円以上)を有する者でなければならない。

○〈延長〉申請の際に連帯保証人を変更することはできません。

6 その他注意事項

◇提出書類について

- ①貸付申請書類は、申請者がご自身で記入・捺印をしてください。
連帯保証人欄は、連帯保証人が記入・捺印をしてください。
- ②代筆は認められません。
- ③修正液や修正テープは使用不可です。修正する場合は、二重線の上に訂正印を押して、余白に改めて記入してください。
なお、訂正が多すぎる場合は、書き直していただくことがあります。
- ④黒のボールペンで丁寧に記入してください。(消えるボールペンは不可)

◇連帯保証人について

- ※連帯保証人のうち1名は、貸付申請者と生計を異にする者でなければならない。
- ※連帯保証人は、本修学資金の貸付けを受け現在も債務が残っている者、貸付けを受けようとする者又は貸付申請者ではないこと。
(ただし、貸付申請者と生計を一にする世帯員(例：貸付申請者の親)である場合に限り、本修学資金の貸付けを受けた別の者の連帯保証人となっても差し支えない。)
- ※「延長申請」時における連帯保証人は、初回の貸付契約時と同一人物でなければならない。

◇他の奨学金との併給を希望する場合

- ※日本学生支援機構の「高等教育の修学支援新制度」を利用される場合、支援内容によって貸付額の減額調整が必要となります。詳しくは次をご覧ください。

※日本学生支援機構「高等教育の修学支援新制度」との併給について

- ①本修学資金と高等教育の修学支援新制度は併用できる場合があります。高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」及び「給付型奨学金」の支給を受ける場合、下記の取り扱いとします。また、授業料等減免の金額決定後に貸付額を調整し貸付けを行うため、通常より送金に時間がかかります。

高等教育の 修学支援新制度	介護福祉士・社会福祉士修学資金				
	修学資金	入学準備金	国家試験 受験対策費	就職準備金	生活費加算
授業料等の減免	授業料等の減免後、自己負担が発生する場合、自己負担分を貸付可	入学金の減免後、自己負担が発生する場合、自己負担分を貸付可			
給付型奨学金			○併用可	○併用可	×併用不可

- ②日本学生支援機構の「貸与型の奨学金」及び日本政策金融公庫の「国の教育ローン」については、学生等の個別の状況に応じ、併給することが真にやむを得ないと認められる場合に貸付けできるものとする。
- ③上記①、②のほか、既に当修学資金、県の補助金による奨学金又は他の国庫補助事業等の給付・貸付制度を活用している者は、貸付けの対象とならない。

7 法人保証について

個人の連帯保証人を準備できない場合に限り、審査により法人保証を認める場合がある。

【連帯保証人（法人保証）に関する提出書類】

申請書類		チェック欄
法人の場合	1 登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後3ヶ月以内のもの）	<input type="checkbox"/>
	2 直近3年間の決算書の写し（総括分のみ。拠点別・事業別明細は不要）	<input type="checkbox"/>
	（1）貸借対照表	<input type="checkbox"/>
	（2）事業活動計算書等の損益計算を表す決算書類	<input type="checkbox"/>
	（3）資金収支計算書等のキャッシュフローを表す決算書類（※作成している法人のみ）	<input type="checkbox"/>
3 法人として連帯保証人となる決定が確認できる書類 ※理事会議事録、取締役会議事録の写し等	<input type="checkbox"/>	

※法人が連帯保証人となる場合の書類の注意事項について

①決算書について

提出は統括分のみ直近3か年分です。拠点別・事業別明細は含みません。

②連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類について

- ・連帯保証人となる法人は、介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付金の連帯保証人となることを、理事会又は取締役会等で承認されたことが確認できる議事録等の写しを提出して下さい。
- ・複数の貸付対象者の連帯保証人となる場合には、連帯保証する貸付対象者名と貸付金額がわかる一覧表を添付してください。
- ・申請時に、理事会等が開催できずに議事録の提出ができない場合には、「連帯保証人承諾書」を提出し、理事会等開催後に速やかに議事録を提出してください。（貸付けは、理事会等議事録の写し等が確認できた後となります。）

③1つの法人が同時に複数の貸付けの連帯保証人として申込む場合、共通する書類については1部の添付で可。

④その他、必要に応じて、上記以外の書類等の提出を求める場合があります。

8 貸付決定後の手続

貸付決定後から返還免除に至るまでの流れを説明します。どの手続にも書類の提出が必要です。書類未提出の場合、貸付金を返還していただく場合もありますのでご注意ください。

貸付決定

貸付けの可否は、養成施設を経由して申請者に通知します。

- ①貸付決定の場合：貸付決定通知書と借用証書を送付
- ②貸付不承認の場合：貸付不承認決定通知書を送付

契 約

貸付決定者は以下の書類を、養成施設を通して県社協へ提出してください。

- ①修学資金借用証書、②借受人の印鑑登録証明書、
 - ③連帯保証人の印鑑登録証明書、④修学資金振込口座届（借受人本人口座）、
 - ⑤通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義等が確認できるもの）
- ※実印は丁寧にはっきりと捺印してください。

不鮮明な場合は再提出となります。

※提出書類は、ご自身の控えとしてコピーを保管してください。

※契約は現住所で行います。進学にあたって転居する場合（一人暮らしや入寮する場合等）は、住民票の異動手続（及び印鑑登録の変更）等が必要です。

貸付金 交 付

振込口座届に記載された口座へ送金します

借用証書等の提出後、貸付金を送金します。

書類に不備がある場合は、その分送金が遅れますのでご注意ください。

※初回送金は、手続きが整い次第、順次行います。

借用証書提出後、概ね10日程以内の送金を予定しています。

※修学資金の送金は、年に2回の分割交付となります。

※入学準備金対象者は初回振込時に併せて送金します。

※「高等教育の修学支援新制度」との併給時は別途手続が必要となるため通常より送金に時間がかかります。

卒 業 就 職

就業継続

養成施設を卒業後、**別紙1**に定める区域で対象業務に従事してください。併せて貸付金の返還を猶予申請を行ってください。

卒業後、下記書類を速やかに県社協に提出してください。

- ①返還猶予申請書、②業務従事届、③卒業証明書(写)、
- ④介護福祉士又は社会福祉士登録証(写)

※返還免除となるまで、年1回以上必ず業務従事届の提出が必要です。

※住所や従事先などに変更が発生した際は、別途手続きが必要です。

返還免除

別紙1に定める区域において対象業務に継続して5年間（**別紙3**に定める過疎地域、離島及び中山間地域等で勤務、又は中高年離職者の場合は3年間）従事した場合には、貸付金の返還免除の申請ができます。

下記書類を速やかに県社協に提出してください。

- ①返還免除申請書、②業務従事期間証明書（5年分又は3年分）

別紙 1 修学資金の返還免除に係る区域及び対象業務

1 区域

(1) 高知県の区域

(2) 以下の施設等において業務に従事する場合は、全国の区域

国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等

※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。

2 対象業務

令和6年7月3日社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（以下「業務の範囲等の通知」という。）に基づいた次に掲げる職種

(1) 相談援助業務 「業務の範囲等の通知」の別添1に定める職種

（例：知的障害児施設の児童指導員、老人デイサービスセンターの生活相談員、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員等）

(2) 介護等の業務 「業務の範囲等の通知」の別添2に定める職種

（例：特別養護老人ホームの介護職員、身体障害者更生施設の介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員等）

(3) 当該施設の長 「業務の範囲等の通知」に定める当該施設の長

対象となる施設・事業所の詳細については、付属資料1及び2を参照。なお、付属資料に記載がないものは、上記2に記載のある通知によるものとする。

別紙1-付属資料1 相談援助業務 「業務の範囲等の通知」の別添1に定める職種

分野	施設種類	職種	
児童分野	児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、心理判定員、児童指導員	
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員、少年指導員、個別対応職員	
	児童養護施設	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、里親支援専門相談員	
	障害児入所施設 児童発達支援センター(障害児通所支援事業)	児童指導員、心理指導担当職員、児童発達支援管理責任者	
	知的障害児施設	児童指導員	
	知的障害児通園施設		
	盲ろうあ児施設		
	肢体不自由児施設		
	児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員	
	重症心身障害児施設	児童指導員、心理指導員	
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員	
	児童家庭支援センター	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)	
	障害児通所支援事業(児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行う施設	指導員、児童指導員、児童発達支援管理責任者、障害福祉サービス経験者、機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)
		医療型児童発達支援事業を行う施設	児童指導員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員
		放課後等デイサービス事業を行う施設	指導員、児童指導員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、障害福祉サービス経験者
		居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	訪問支援員、児童発達支援管理責任者
		保育所等訪問支援事業を行う施設	
	障害児相談支援事業	相談支援専門員	
	乳児院	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員	
	指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの	児童指導員	
	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員	
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
	利用者支援事業を行っている施設		
	児童デイサービス事業(障害児通園事業)		
	地域生活支援事業 障害児等療育支援事業を行っている施設		

分野	施設種類	職種	
児童分野	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員	
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業)		
	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員	
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	
高齢者分野	介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員、介護支援専門員
		介護老人保健施設	支援相談員、相談指導員、介護支援専門員
		介護医療院	介護支援専門員
		指定介護療養型医療施設	
	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員	
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員、計画作成担当者	
	指定通所介護を行う施設	生活相談員、生活指導員	
	指定短期入所生活介護を行う施設		
	指定通所リハビリテーションを行う施設	支援相談員	
	指定短期入所療養介護を行う施設		
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター	
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者	
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護支援専門員	
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設		
	指定複合型サービスを行う施設		
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員、介護支援専門員	
	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員	
	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所		
	養護老人ホーム	生活相談員、生活指導員	
	特別養護老人ホーム		
	軽費老人ホーム		
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員	
	老人短期入所施設	生活相談員、生活指導員	
	老人デイサービスセンター		
	老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員	
	有料老人ホーム	生活相談員	
	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	
	生活支援ハウス	生活援助員	
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業	相談援助業務を行っている生活援助員	
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員	
	障害者分野	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー
		身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
点字図書館		相談援助業務を行っている職員	
精神保健福祉センター		精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー	
知的障害者更生相談所		知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー	

分野	施設種類	職種	
障害者分野	障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者	
	地域活動支援センター	指導員	
	福祉ホーム	管理人	
	身体障害者 更生援護施設	身体障害者更生施設	生活支援員、生活指導員
		身体障害者療護施設	
		身体障害者授産施設	
		身体障害者福祉工場	指導員
	精神障害者 社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者授産施設	
		精神障害者福祉工場	
		精神障害者福祉ホーム	管理人
	知的障害者 援護施設	知的障害者更生施設	生活支援員、生活指導員
		知的障害者授産施設	
		知的障害者通勤寮	
	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員、サービス管理責任者
		自立訓練を行う施設	
		就労移行支援を行う施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
		就労継続支援を行う施設	生活支援員、サービス管理責任者
		就労定着支援を行う施設	就労定着支援員、サービス管理責任者
		自立生活援助を行う施設	地域生活支援員、サービス管理責任者
		療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
		短期入所を行う施設	
		重度障害者等包括支援を行う施設	
		共同生活介護を行う施設	
	事業 地域生活支援	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
		日中一時支援事業を行っている施設	
		障害者相談支援事業を行っている施設	
一般相談支援事業所			
特定相談支援事業所	相談支援専門員		
相談支援事業を行う施設			
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員、ケースワーカー		
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員		
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー		
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者		
障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員		
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者、就業支援担当者、生活支援担当職員		
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター		

分野	施設種類		職種	
障害者分野	知的障害者福祉工場		相談援助業務を行っている指導員	
	聴覚障害者情報提供施設		相談援助業務を行っている職員	
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設		地域体制整備コーディネーター、 地域移行推進員	
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設			
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員	
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設			
	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人		第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人		訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	
その他の分野	地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー	
	医療法	病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等)、退院後生活環境相談員	
	生活保護法	救護施設	生活指導員	
		更生施設		
		授産施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	
		宿所提供施設		
		被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員	
	生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員	
	社会福祉法	福祉事務所		査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、現業員・ケースワーカー、家庭児童福祉主事、家庭相談員、面接相談員、婦人相談員、母子・父子自立支援員、母子相談員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員、生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
		隣保館		相談援助業務を行っている指導職員
		都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業(安心生活基盤構築事業)		専門員
市(特別区を含む)町村 社会福祉協議会		福祉活動専門員、相談援助業務を行っている職員		
その他の分野	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性相談支援センター	相談指導員、判定員、婦人相談員	
		女性自立支援施設	生活指導員	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員、母子相談員	
	刑事収容施設法	刑事施設	刑務官、法務教官、法務技官、福祉専門官	
	少年院法	少年院	法務教官、法務技官、福祉専門官	

分野	施設種類		職種
その他の分野	少年鑑別所法	少年鑑別所	法務教官、法務技官
	更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官
		保護観察所	
	更生保護事業法	更生保護施設	補導主任、補導員
	労働者災害補償保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
	難病の患者に対する医療等に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員
	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設		相談援助業務を行っている相談員
	母子・父子自立支援プログラム策定事業		母子・父子自立支援プログラム策定員
	就業支援専門員配置等事業		就業支援専門員
	地域福祉センター		相談援助業務を行っている職員
	就労支援事業を行っている事業所		就労支援員
	ひきこもり地域支援センター		ひきこもり支援コーディネーター
	地域生活定着支援センター		相談援助業務を行っている相談員
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所		
	ホームレス自立支援センター		生活相談指導員
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所		相談援助業務を行っている職員
	熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所		
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所		主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関		支援コーディネーター
厚生労働大臣が個別に認めた施設		福祉に関する相談援助業務を行っている相談員	

分野	施設種類	職種
児童福祉法関係の施設・事業	知的障害児施設	入所者の保護に直接従事する職員 ・介助員、看護補助者など
	自閉症児施設	
	知的障害児通園施設	
	盲児施設	
	ろうあ児施設	
	難聴幼児通園施設	
	肢体不自由児施設	
	肢体不自由児通園施設	
	肢体不自由児療護施設	
	重症心身障害児施設	
	重症心身障害児(者)通園事業	
	肢体不自由児施設または重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関	
	児童発達支援	
	放課後等デイサービス	
	障害児入所施設	
	児童発達支援センター	
	保育所等訪問支援	
居宅訪問型児童発達支援		
障害者総合支援法関係の施設・事業	障害者デイサービス事業	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、生活支援員など
	短期入所	
	障害者支援施設	
	療養介護	
	生活介護	
	児童デイサービス	
	共同生活介護(ケアホーム)	
	共同生活援助(グループホーム)	
	自立訓練	
	就労移行支援	
	就労継続支援	
	知的障害者援護施設	
	身体障害者更生援護施設	
	福祉ホーム	
	身体障害者自立支援	
	日中一時支援	
	生活サポート	
経過的デイサービス事業		

分野	施設種類	職種	
障害者総合支援法関係の施設・事業	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、生活支援員など	
	訪問入浴サービス		
	地域活動支援センター		
	精神障害者社会復帰施設		
	在宅重度障害者通所援護事業		
	知的障害者通所援護事業		
	障害者総合支援法関係の施設・事業	居宅介護	主たる業務が介護等の業務である者 ・訪問介護員、ガイドヘルパーなど
		重度訪問介護	
		行動援護	
		同行援護	
外出介護(平成18年9月までの事業)			
移動支援事業			
老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	老人デイサービスセンター	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、介護従事者など	
	指定通所介護(指定療養通所介護を含む)		
	指定地域密着型通所介護		
	指定介護予防通所介護		
	第1号通所事業		
	指定認知症対応型通所介護		
	指定介護予防認知症対応型通所介護		
	老人短期入所施設		
	指定短期入所生活介護		
	指定介護予防短期入所生活介護		
	養護老人ホーム		
	特別養護老人ホーム		
	指定介護老人福祉施設		
	指定地域密着型介護老人福祉施設		
	軽費老人ホーム		
	ケアハウス		
	有料老人ホーム		
	指定小規模多機能型居宅介護		
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護		
	指定看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)		
	指定訪問入浴介護		
	指定介護予防訪問入浴介護		
	指定認知症対応型共同生活介護		
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護		
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
	指定通所リハビリテーション		

分野	施設種類	職種
老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	指定介護予防通所リハビリテーション	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、介護従事者など
	指定短期入所療養介護	
	指定介護予防短期入所療養介護	
	指定特定施設入居者生活介護	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護	
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護	
	サービス付き高齢者向け住宅	
	指定訪問介護	訪問介護員、ホームヘルパー
	指定介護予防訪問介護	
	第1号訪問事業	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
指定夜間対応型訪問介護		
護 生 法 活 関 保	救護施設	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、介助員など
	更生施設	
その他の社会福祉施設等	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、介護員など
	隣保館デイサービス事業	
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	※「ハンセン病療養所」において、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する場合は、対象外
	ハンセン病療養所	
	原子爆弾被爆者養護ホーム	
	原子爆弾被爆者デイサービス事業	
	原子爆弾被爆者ショートステイ事業	
	労災特別介護施設	
	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
	家政婦紹介所 (個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る)	家政婦

○病院または診療所

病院	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、看護補助者など
診療所	

※空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する場合は、対象外

○介護等の便宜を供与する事業

地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業(※1)	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、訪問介護員など
介護保険法の基準該当居宅・介護予防サービス(指定事業所は除く)(※2)	
障害者総合支援法の基準該当障害福祉サービス(指定事業所は除く)(※2)	

以下の各サービスに準ずる事業(※1) 非営利法人が実施する介護保険法の指定(基準該当)居宅、第1号訪問事業、第1号通所事業、指定(基準該当)介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービスまたは障害福祉サービス事業	主たる業務が介護等の業務である者
その他の介護等の便宜を供与する事業(運営主体が法人格を有していること)(※1)	

※1 各事業を対象業務として返還猶予・返還免除を申請する場合は、次の条件すべてに該当することが確認できる書類を提出すること。

事業の種類	対象者が「高齢者」「障害児・者」である。
実施要綱・条例・定款等	「高齢者」「障害児・者」「福祉に関する・・・」等の記載がある。
事業目的・事業概要	介護等の業務を行うことが明記されている。
職種	業務分掌上「介護職員」「訪問介護員」等として配置され、主たる業務が介護等の業務である。

※2 各事業の社会福祉法人・特定非営利活動法人等の非営利法人の場合は、介護保険法の基準該当居宅・介護予防の各サービス、又は障害者総合支援法の基準該当サービスを実施している場合であって、当該サービスの指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、以前から同等の事業を継続的に実施しているときは、その事業に従事した期間を返還猶予・返還免除の申請できる期間の対象となります(営利法人の場合は対象となりません)。

別紙 2

生活費加算について

生活費加算は、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格として介護福祉士等の資格の取得を支援するものであり、この趣旨に鑑み、生活費加算額、対象者は次のとおりとする。

1 生活費加算額

介護福祉士・社会福祉士修学資金における1月あたりの生活費加算の上限額は、下表のとおりとする。

(貸付申請時の居住地及び年齢に該当する額)

貸付申請時の年齢	貸付申請時の居住地（高知県内の場合）	
	高知市内	高知市以外
18歳、19歳	43,640円	38,950円
20歳以上64歳以下	43,640円	38,950円
65歳以上74歳以下	43,200円	38,560円
75歳以上	37,100円	33,110円

※貸付申請時の居住地が高知県外の場合は、貸付要領の別紙2の該当する級地区分を適用する。

2 生活保護世帯に準ずる経済状況にある者として、高知県知事が必要と認める者の範囲

(1) 前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた者

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

- ・ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ・ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。）

イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とする
と認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に
限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、
特別徴収義務者については、この限りでない。

ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免
第89条

- ・ 障害基礎年金又は厚生年金保険法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付、その
他の障害を支給事由とする給付であって国民年金法施行令（以下「政令」という。）
定めるものの受給権者であるとき。

- ・ 生活保護法による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- ・ 厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

第90条

- ・ 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得(一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下同じ。)が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- ・ 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であって、厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- ・ 地方税法に定める障害者であって、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
- ・ 地方税法 に定める寡婦であって、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
- ・ 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

エ 国民健康保険法（昭和33年法律192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

- ・ 保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(2) 上記(1)によりがたい場合は、個別に判断する。

3 提出書類

(1) 貸付申請時に生活保護世帯の場合

福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書

(2) 生活保護世帯に準ずる経済状況にある場合

生活保護世帯に準ずる経済状態であることを確認できる書類

※前年度または当該年度において、上記2(1)のアからエに掲げるいずれかの措置を受けたことが確認できる書類(市町村長が発行する課税証明書等)

高知県内の過疎地域、離島及び中山間地域等一覧

令和5年4月1日現在

郡市名	町村・区域名（記載がない場合は全域）
高知市	旧鏡村、旧土佐山村の区域
室戸市	
安芸市	
南国市	上倉村、瓶岩村の区域
土佐市	高岡町、北原村の区域
須崎市	
宿毛市	
土佐清水市	
四万十市	
香南市	旧赤岡町、旧夜須町、旧吉川村、旧香我美町の西川村及び東川村の区域
香美市	
安芸郡	東洋町
	奈半利町
	田野町
	安田町
	北川村
	馬路村
	芸西村の東川村の区域
長岡郡	本山町
	大豊町
土佐郡	土佐町
	大川村
吾川郡	いの町
	仁淀川町
高岡郡	中土佐町
	佐川町の尾川村及び加茂村の区域
	越知町
	梶原町
	日高村の能津村の区域
	津野町
四万十町	
幡多郡	大月町
	三原村
	黒潮町

※令和5年4月1日より、次の市町村及び区域を過疎地域、離島及び中山間地域に追加し、適用する

南国市（上倉村、瓶岩村）、土佐市（高岡町、北原村）、四万十市（旧中村市）、香南市（旧香我美町の西川村、東川村）、芸西村（東川村）、佐川町（尾川村、加茂村）、日高村（能津村）

別紙 4

介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付者の家庭の経済状況の基準

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付要領（以下「貸付要領」という。）第2条第2項に定める家庭の経済状況については、独立行政法人日本学生支援機構が定める第一種奨学金の家計基準に準拠する。

『独立行政法人 日本学生支援機構の第一種奨学金の家計基準』

家計基準 = 生計維持者の貸与額算定基準額が189,400円以下であること
(※1) (※2)

【生計維持者とは】

原則、申請者の父母。父母共いない場合は、代わって生計を維持している主たる人

(※1) 収入については、令和5年（1月～12月）の収入に基づく、令和6年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。

(※2) 貸与額算定基準額は次の計算式により算出します。（100円未満は切り捨て）。

$$\begin{aligned} \text{貸与額算定基準額} = & \overset{\star 1}{\text{（課税標準額）}} \times 6\% - \overset{\star 2}{\text{（市町村民税調整控除額）}} - \overset{\star 3}{\text{（多子控除）}} \\ & - \overset{\star 4}{\text{（ひとり親控除）}} - \overset{\star 5}{\text{（私立自宅外控除）}} \end{aligned}$$

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円になります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に3/4を乗じた額となります。

★3 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2名を超える子ども1人につき40,000円を控除します。

（例）生計維持者が「申請者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、(3-2)人×40,000円=40,000円となります。

★4 ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。

★5 申請者が私立の大学・短期大学・専修学校（専門課程）に在籍し、自宅外通学の場合に22,000円を控除します。

自宅外通学とは、以下ア～オにのいずれかに該当し、かつ、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。

ア. 実家(生計維持者いずれの住所)から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）

イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）

ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）

エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

※ただし、生活費の加算の貸付対象者は、別紙2に定めるとおり。

個人情報取扱業務概要説明書

事業名 介護福祉士修学資金等貸付事業

本事業において取得、利用する個人情報(項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、本籍・国籍などの基本的事項 ・健康状態、病歴、障害の状況などの心身の状況 ・家族状況、親族関係、住居などの家庭生活の状況 ・職業、職歴、学業、学歴、資格、賞罰などの社会生活情報 ・財産、収入、納税状況、公的扶助、取引状況などの資産・収入の情報
個人情報の取得に際して提出を受ける書面等	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付申請書、生計を一とする世帯全員の住民票など貸付申請に係る書類 ・借用書、印鑑登録証明書、振込口座届、請求書など貸付金の交付に係る書類 ・その他、各貸付審査及び返還手続、返還猶予・免除において必要な付随する書類
個人情報の利用目的	<p>社会福祉法人高知県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業の円滑な実施のため、貸付・償還(返還)の状況について正確に把握するとともに、利用者の資格取得及び取得資格を活かした就業支援並びに就業継続支援を図り、安定した生活を送れるようにするための相談・支援等を適切に行うことを目的とする。また、高知県福祉人材センター等と連携し、効果的、効率的な支援を実施することにより、福祉・介護人材の育成及び確保の促進を図ることを目的とする。</p>
個人情報の利用方法及び外部(第三者)への提供並びに本人以外からの個人情報の取得	<p>(1)保管及びデータ管理の方法 書面については、施錠できる事務所内のキャビネットにて保管するとともに、所定の保管場所から搬出する際は記録簿に記入して管理する。関連データをNAS(ネットワークアタッチメントストレージ)で保管する。また、取得した個人情報を貸付管理システムに登録する。</p> <p>(2)具体的利用内容 貸付相談、貸付審査、返還猶予及び免除手続、相談支援、高知県福祉人材センターや各養成施設との連携など、本事業の利用者を支援するために行うものを利用</p> <p>(3)外部(第三者)への提供及び本人以外からの個人情報の取得 事業の利用目的の達成に必要な範囲において、下記の第三者に対して個人情報を提供し、また、本人以外の下記の第三者から個人情報を収集する。なお、借受人等相互間において個人情報を提供することはこれに該当しない。</p> <p>①介護福祉士等修学資金貸付選考会、②修学中又は修学した介護福祉士等養成施設、③市区町村社会福祉協議会、④都道府県社会福祉協議会、⑤全国社会福祉協議会、⑥高知県及び市区町等の行政機関(警察を含む)、⑦借受人が貸付金の返還免除を受けるまで又は貸付金の返還が完了するまでに従事した勤務先、⑧各種金融機関、⑨その他の関係機関(司法機関、法律家など)、⑩連帯保証人及び連帯保証人の家族又はその他の債務代行者)</p>
その他特記事項	特になし
担当課・所	福祉資金課

同意欄

私は、本書により、高知県社会福祉協議会における個人情報の取扱いについて理解しました。

私は、介護福祉士修学資金等貸付事業における相談及び利用に伴い、本書により、各種養成施設及び勤務先などの関係機関から、私の個人情報を収集することについて同意します。

また、関係機関に私の個人情報を提供することについて同意します。

_____年__月__日

高知県社会福祉協議会会長殿

本人署名 _____ (印)

〈本人が未成年の場合〉
法定代理人署名 _____ (印)

連帯保証人1署名 _____ (印)

連帯保証人2署名 _____ (印)

別紙6

「高等教育の修学支援新制度」利用者における修学資金の使途調書

令和 年 月 日

修学生 住所

(自署) 氏名

印

【修学に係る費用】：期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月分

使 途		納付額	
①入学に 付随する 費用			円
			円
			円
			円
			円
①合 計			円
②その他 の費用			円
			円
			円
			円
			円
			円
②合 計			円
③総 合 計 (①+②)			円

※ 「入学に付随する費用」とは、入学金に限ります。

※ 「その他の費用」とは、養成施設への納付金で、授業料に含まれていないものに限ります。

※ 当該貸付期間（半期分）を記載してください。